

仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院東棟・西棟蒸気吸収式冷凍機保守点検業務

2 目的

本業務は、東棟・西棟の吸収式冷凍機を点検し、装置の機能が正常な状態となるよう保守管理をするものである。

3 業務内容

(1) 受注者は、発注者が良好に設備を使用できるよう、下記のとおり、定期または随時に技術員を派遣して点検を行うものとする。また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに設備の復旧に努めるものとする。

(2) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりとする。

設 備 名	仕 様 ・ 数 量 等
吸収式冷凍機	荏原冷熱システム(株)製 【東棟】 蒸気吸収式冷凍機 RCW-025 … 3台
	荏原冷熱システム(株)製 【西棟】 ガス燃焼吸収式冷温水機 RCDGL-015 … 2台

当該設備は、別途契約予定の「広島市立広島市民病院設備改修PFI事業(E S C O 事業)」により、機器の更新を計画しているため、本業務契約期間中に機器が更新された場合には、実施済みの点検費用は支払うこととしたうえで、契約を解除する。

(3) 点検種別及び点検実施時期

点検種別	点検実施時期	点検項目
定期点検(東棟)	年 2 回 〔 冷房イン点検 冷房オン点検 〕	【別表】 No. 1
定期点検(西棟)	年 4 回 〔 冷房イン点検 冷房オン点検 暖房イン点検 暖房オン点検 〕	
年次作業	年 1 回	【別表】 No. 2

<p style="text-align: center;">随時点検</p>	<p>遠隔監視による状態監視を行い、不調傾向をとらえた時は技術員を派遣し調査する。また、緊急・異常発生時又は作業指示時においても技術員を派遣し調査する。</p> <p>これらにおいては、調査結果と対策案を発注者に報告する。</p>	
---	---	--

4 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療機関施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有するものが業務を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の履行に際しては、気候を勘案し、診療業務に支障をきたさないよう、あらかじめ発注者と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (5) 受注者は、業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を防止すること。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたって設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。
- (7) 受注者は、故障等のため発注者が連絡したときは技術員を派遣し、故障原因等について調査を行い必要な処置を講ずるものとする。

5 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び当該業務に従事する従業員名簿を通知するとともに、前項(2)の資格を証する書類の写しを発注者に提出し、承諾を受ける。現場責任者及び従業員を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者へ提出し、承諾を受ける。
- (3) 受注者は、業務終了後10日以内に業務の結果を委託業務実施報告書として、発注者に提出し、業務の履行確認を受けるものとし、確認を受けた後、別記の支払内訳書の区分に応じ、委託料の支払を請求することができる。
- (4) 受注者は、点検機器に著しい劣化等が見られた場合は、その状況等を撮影した写真を1部提出するものとする。

6 費用の負担等

- (1) 委託業務に必要な経費のうち電気料、水道料は発注者の負担とする。
- (2) 本業務を実施するために必要な機材類・消耗品類（ガスケット、パッキン、Oリング、カップリング、ボルト・ナット、ランプ、ヒューズ、潤滑油、グリス、充填油、塗料その他これらに類するもの）は、受注者の負担とする。ただし、緊急修理に要した部品等は除く

ものとする。

(3) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。

(4) 契約締結の日から令和7年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項、疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者協議し決定するものとする。

【別表】No.1 定期点検

〔イン点検〕

No.	点検項目	点検内容	点検区分	
			冷房	暖房
1	外観点検	本体・構成部品の目視点検	○	○
2	付帯設備の確認	水張り・水抜き	○	○
		付帯側バルブ	○	○
		各ポンプ仕様及び流量確認(冷却水ポンプは冷房のみ)	○	○
3	本体切換の確認	弁切替操作	○	○
		制御盤関係切替	○	○
4	動力系統の確認	各装置の絶縁抵抗の測定	○	○
5	真空度の確認	抽気ポンプの点検	○	
		貯室圧力・胴内圧力・最終気泡量の確認	○	
6	電気機能点検	制御回路機能試験	○	○
		温度調節器の設定確認	○	○
7	安全保護装置の設定値確認	各スイッチ・リレー・タイマー等の設定確認	○	○
8	制御動作関係の確認	容量制御動作	○	○
		吸収液ポンプ・冷媒ポンプ(冷房のみ)の発停動作	○	○
		冷却水温度制御動作	○	
9	燃料配管系統の漏れ	外部漏れ及び弁越し漏れの点検	○	○
10	燃焼関係の点検	フレーム電流確認及び炎検出器の動作試験	○	○
		点火試験(パイロット・メイン)	○	○
		排ガス分析及び調整(O ₂ , CO)	○	○
11	運転データの記録・ 運転調整	データ記録・分析	○	○
		吸収液の分析	○	

〔オン点検〕

No.	点検項目	点検内容	点検区分	
			冷房	暖房
1	外観点検	本体の目視点検	○	○
2	真空度の確認	抽気ポンプの点検	○	
		貯室圧力・胴内圧力・最終気泡量の確認	○	
3	電気機能点検	制御回路機能試験	○	○
		温度調節器の設定確認	○	○
4	安全保護装置の設定値確認	各スイッチ・リレー・タイマー等の設定確認	○	○
5	制御動作関係の確認	容量制御動作	○	○
		吸収液ポンプ・冷媒ポンプ(冷房のみ)の発停動作	○	○
		冷却水温度制御動作	○	
6	燃料配管系統の漏れ	燃料漏れ	○	○
7	燃焼関係の点検	排ガス分析及び調整(O ₂ , CO, SS)	○	○
8	運転データの記録・ 運転調整	運転時間及び発停回数の確認、データ記録・分析	○	○
		吸収液の分析	○	

【別表】 No.2 年次作業

[年次点検]

No.	作業項目	作業内容
1	冷却水系熱交換器 洗浄	汚れ・スケール・腐食程度の確認
		吸収器伝熱管のブラシ洗浄
		凝縮器伝熱管のブラシ洗浄
		水カバー・管板・仕切板の洗浄
		交換部品及び部品の確認・パッキン・ボルトナット・仕切り板の状態
		水抜き、水張り